

令和 6 年 1 1 月定例会

総務委員会説明資料

(その 2)

知事戦略公室
企画総務部
出 納 局

目 次

I 提出案件

1	その他の議案	-----	3
(1)	条例案	-----	3

1 その他の議案

(1) 条例案

① 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

令和6年10月18日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について改定を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

- (a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月額を引き上げることとする。
- (b) 全ての給料表の号俸の構成を改めることとする。

b 諸手当の改定

- (a) 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万6,600円に引き上げることとする。
- (b) 扶養手当について、配偶者に係る支給を廃止するとともに、子に係る支給月額を1人につき1万3,000円に引き上げることとする。
- (c) 通勤手当について、特別料金等に係る通勤手当の支給要件のうち、特別急行列車等の利用に係る要件を廃止することとする。
- (d) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い支給要件を満たした職員にも支給することとする。
- (e) 管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日の支給対象時間の範囲を午後10時から翌日の午前5時までに拡大することとする。
- (f) 特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上同手当を支給する必要があると認められる職員の範囲を拡大することとする。

- (g) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、12月期の支給割合を100分の71.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）とすることとする。
 - (h) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の60）とすることとする。
 - (i) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、12月期の支給割合を100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）とすることとする。
 - (j) 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）とすることとする。
 - (k) 定年前再任用短時間勤務職員に対して、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する地域手当、住居手当、特地域勤務手当及び特地域勤務手当に準ずる手当を支給することとする。
- c 昇給制度の見直し
- (a) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級以上であるもの等を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、その者の勤務成績が特に良好である場合の昇給の号俸数を1号俸とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
 - (b) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の等級が7級以上であるもの及び医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の等級が7級であるものを昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、その者の勤務成績が良好である場合の昇給の号俸数を3号俸とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- d 給与からの控除
- 給与は、所定の経費等の額に相当する額を控除して支払うことができることとする。
- (イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
- a 給料表の改定
- 第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の175とすることとする。

(b) 6月期及び12月期の支給割合を100分の172.5とすることとする。

(ウ) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正

暫定再任用職員に対して、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のaの(b)、bの(b)から(f)まで、(h)、(j)及び(k)、c並びにd、(イ)のbの(b)並びに(ウ)については、令和7年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のaの(a)、bの(a)並びに(イ)のaについては令和6年4月1日から、イの(ア)のbの(g)及び(i)並びに(イ)のbの(a)については令和6年12月1日から適用することとする。

(ウ) この条例の施行に関し必要な経過措置を講ずることとする。

② 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び
職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当が支給されることに鑑み、所要の改正を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

- （ア） 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとする。
- （イ） 特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上同手当を支給する必要があると認められる職員の範囲を拡大することとする。

ウ 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

③ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

職員の給与に関する条例の一部が改正され、給料表が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用職員に適用される給料表の改定に関し必要な事項を定める等の必要がある。

イ 改正の概要

（ア） 会計年度任用職員に適用される①の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例による改正後の給料表については、令和6年4月1日から適用することとする。

（イ） 会計年度任用職員の給与からの控除について所要の規定を設けることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの（イ）については、令和7年4月1日から施行することとする。